

第 3 章

計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

市、市民及び事業者が環境の保全及び創造に向けての行動や判断の際の基本的な考え方や目標を定めるものです。美しい自然環境と住みよい生活環境は、市民共通の願いであり、これらを将来の世代に引き継ぐためには、市、市民、事業者がそれぞれの役割を認識して、取り組んでいくことが大切です。

こうした背景により、「袋井市まちを美しくする条例」の第3条では、環境の保全及び創造に向けての目標と市、市民及び事業者の行動に関する基本理念を定めており、本計画においても同条例の基本理念を踏まえて掲げます。

「袋井市まちを美しくする条例」第3条

- ◆良好な環境は、市民全体の共有財産であり、この環境を守り、将来の世代に引き継いでいかなければならない。
- ◆良好な環境を将来の世代に引き継ぐために、市、市民及び事業者がそれぞれの役割分担の下に環境の保全及び創造に関する行動に自主的かつ積極的に取り組まなければならない。

袋井市まちを美しくする条例（抜粋）

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めるとともに、良好な環境の保全及び創造のために必要な施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

（市民の責務）

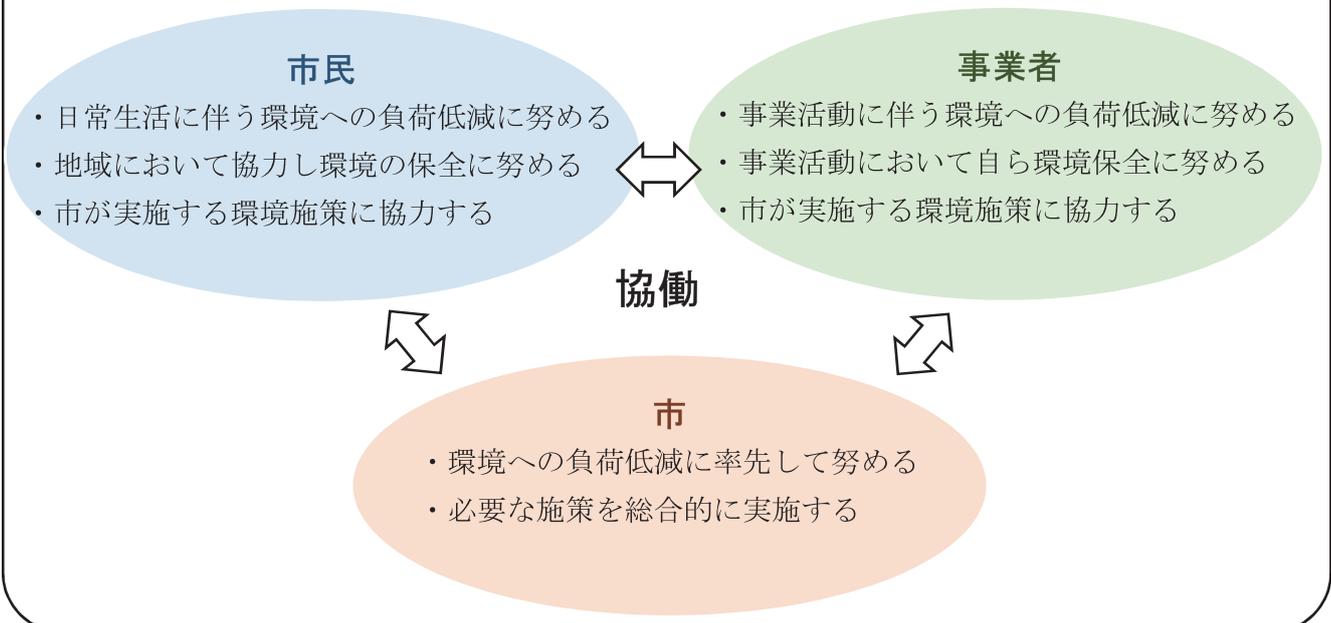
第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境に関する意識を高め、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、良好な環境の保全及び創造のため、地域において協力し合い、環境保全活動に努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境を破壊することのないよう自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、事業活動において自ら環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力するよう努めなければならない。



第2節 望ましい環境像

「望ましい環境像」は、環境の現状や潮流を踏まえた上で、本市がこれからどのような環境を目指して計画を進めていくのかを示す長期的（20～30年）な目標です。

本市は、太田川や原野谷川、浅羽海岸をはじめ、広大な田園や美しい茶畑などの豊かな自然環境に恵まれており、これらは、長い年月をかけて先人達が築き上げてきた市民の大切な共有財産です。

地球温暖化をはじめとする、環境問題が進行する中で、市民の大切な共有財産である「袋井市の環境」を市民、事業者、市がそれぞれの役割をもって、次世代に引き継いでいくため、みんなで取り組んでいくことが必要であります。

こうしたことから、本市の目指す「望ましい環境像」を次のように設定します。

「望ましい環境像」

人と自然にやさしい環境を **みんなで**

創り 守り 育てるまち ふくろい

人と自然にやさしい環境

- ・人や自然（動植物）に対して、悪影響を及ぼす、環境問題がない環境
- ・人と自然（動植物）がふれあい共生できる環境

みんなで

人と自然にやさしい環境のため、
市民、事業者、市がそれぞれの役割をもって取り組む

創り

- ・環境問題による悪影響のない環境を創る
- ・自然と共生できる環境を創る

守り

- ・市内の森林や河川、生態系を守る
- ・市民の生活環境を守る

育てる

- ・次世代を担う子どもたちに環境保全意識を育む
- ・環境に係る取組、施策を拡大する

第2期袋井市環境基本計画

人と自然にやさしい環境



基本目標Ⅰ

自然共生社会

豊かな自然環境や生態系をみんなで守っていきま



基本目標Ⅱ

快適な生活環境

大気汚染や水質汚濁、不法投棄等の公害がなく、みんなで環境美化に取り組み、



基本目標Ⅲ

循環型社会

ごみの排出をみんなで抑制し、資源として循環することができるま



基本目標Ⅳ

低炭素社会

暮らしの中で省エネルギーを意識し、二酸化炭素削減にみんなでとりくま



基本目標Ⅴ

環境保全意識の高揚

みんなで環境について学び、行動するま



袋井市 キャラクター
フッピー



袋井市



第3節 基本目標

基本目標は、望ましい環境像「人と自然にやさしい環境を **みんなで** 創り 守り 育てるまち ふくろい」の実現に向けて具体的に取り組む政策目標であるとともに、「袋井市まちを美しくする条例」の内容を具現化するための目標でもあることから、基本理念を踏まえた上で、次の**5項目**を基本目標として定めます。

また、基本目標を達成するため、市民、事業者、市とのパートナーシップの充実・強化を図り、協働で取り組んでいきます。

基本目標 I 自然共生社会の構築

小笠山丘陵地、油山・可睡丘陵地、宇刈丘陵地などに広がる森林、太田川、原野谷川などの河川とその周辺に広がる水田、遠州灘海岸、宇刈川、弁財天川などの小河川とその周辺の里山や池沼などの豊かな自然環境や、広大な田園、美しい茶畑、公園などに緑地が多く残されており、生物多様性が保全されています。こうした豊かな自然環境や緑地を次世代へ引き継ぎ、生物多様性を保全していくため、私たち一人ひとりが身近な自然環境や緑地を、市民共通の財産として守り育てていきます。

個別目標

- ① 森林保全と緑化の推進
- ② 海岸・河川・農地の保全
- ③ 生態系の保全



基本目標Ⅱ 快適な生活環境の保全

私たちが快適な生活を営むためには、事業活動や人の活動によって生じる大気汚染、悪臭、騒音、振動、水質汚濁等の公害の発生を防止することが必要であり、公害の発生原因である事業所等への公害対策や、各家庭での生活排水の対策等を実施していく必要があります。また、地域の環境美化のため、不法投棄の対策や清掃活動などの、環境美化活動を市民と協働で推進していきます。

個別目標

- ④ 生活環境（悪臭・騒音・振動・大気・水質・土壌・地下水）の保全
- ⑤ 環境美化・不法投棄対策の推進



基本目標Ⅲ 循環型社会の構築

今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会では、資源を大量に消費し、廃棄することにより環境への負荷が増大し、地球温暖化などの地球環境にまで影響が生じており将来の世代にまで負の遺産を引き継ぐことになってしまいます。

このため、今までの社会のあり方やライフスタイルを見直し、積極的に3Rやバイオマス資源の有効利用などに取り組み、持続可能な社会の実現のため、循環型社会を構築していきます。

個別目標

- ⑥ ごみの減量・再資源化の推進
- ⑦ バイオマスの利用推進

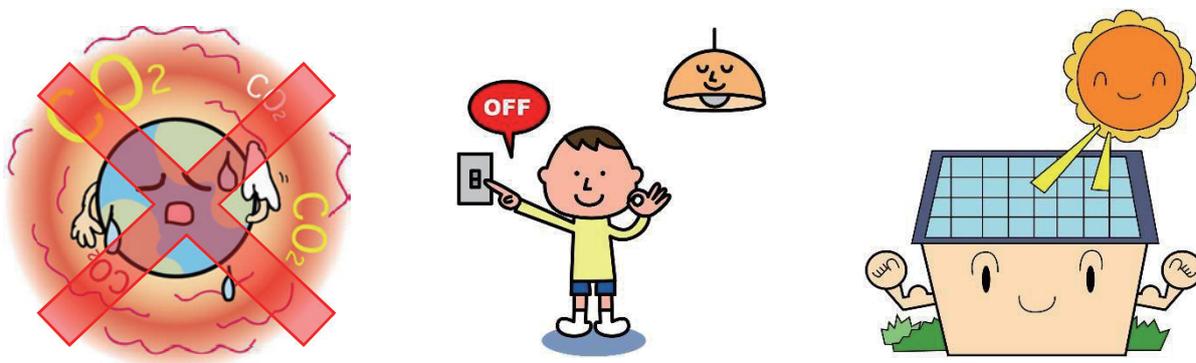


基本目標Ⅳ 低炭素社会の推進

現在、地球上では地球環境問題が深刻化しており、将来の世代まで続いていくことが大きな問題とされています。これらの問題の主な原因は、日常生活や事業活動から発生する環境への負荷が積み重なって生じたものです。地球環境への影響を市民一人ひとりが自覚し、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入など、持続可能な社会の実現のため、低炭素社会を推進していきます。

個別目標

- ⑧ 地球温暖化対策の推進
- ⑨ 省エネルギーの推進
- ⑩ 再生可能エネルギーの推進

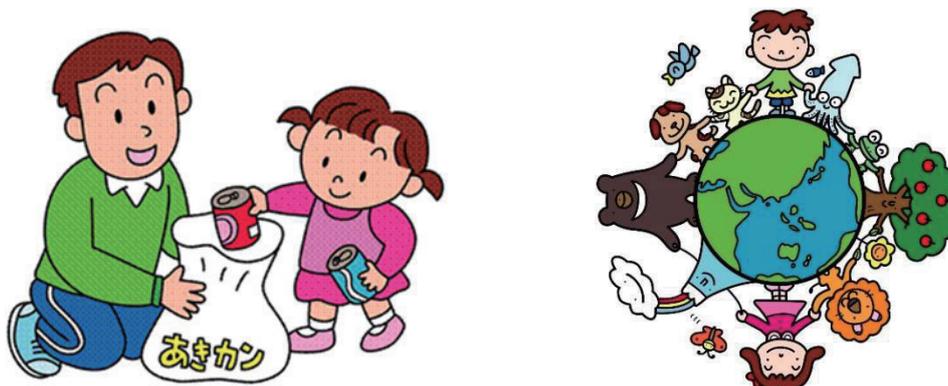


基本目標Ⅴ 環境保全意識の高揚

今日のさまざまな環境問題は、そのほとんどが人間活動と関係しています。環境問題の解決には、環境意識を高め、積極的に環境保全に取り組む人づくりや仕組みづくりを行うことが大切です。そのためには、市民、事業者、市が協働で、環境教育や環境学習などを通じて環境に関する知識を身につけ、理解を深め良好な環境を次世代に引き継ぐため、積極的に活動していきます。

個別目標

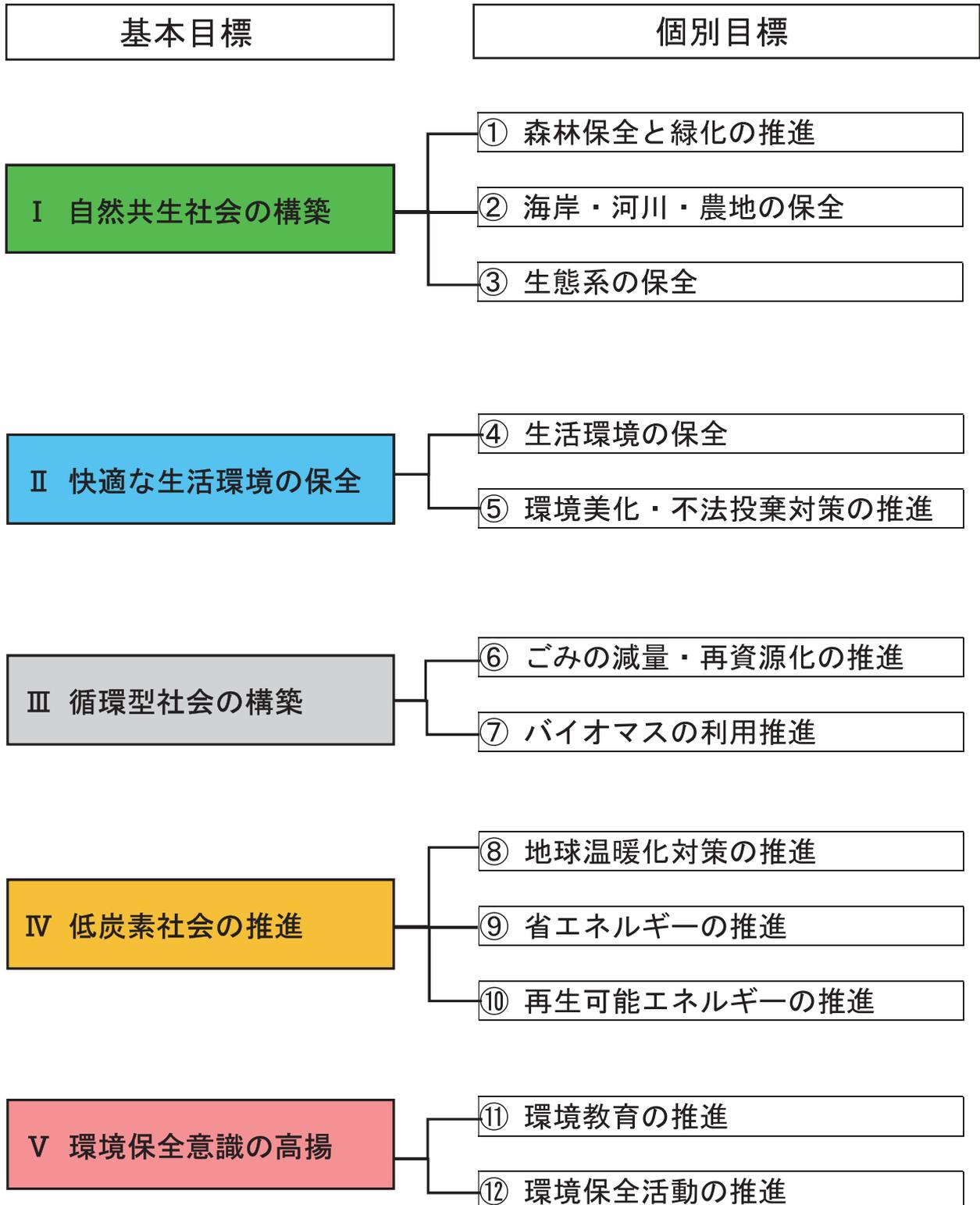
- ⑪ 環境教育の推進
- ⑫ 環境保全活動の推進



第4節 体系図

「望ましい環境像」

人と自然にやさしい環境を **みんなで** 創り 守り 育てるまち ふくろい



第5節 1期計画から2期計画への流れ

第1期 袋井市環境基本計画

社会情勢の動向【第1章 第1節】(p4)

- ・国による地球温暖化対策の方向性が定まる
- ・マイクロプラスチックによる海洋汚染
- ・東日本大震災の影響で、再生可能エネルギーや節電に注目が集まる

市民意識調査【第2章 第2節】(p40)

- ・「ごみ減量化・リサイクル」「エネルギー対策の推進」が重点的に取り組む課題。

第1期計画の評価【第2章 第2節】(p41)

- ・達成率80%以上の指標数20項目増加
(当初年度(H22):57項目 → 評価年度(H29):77項目)
- ・環境美化運動等、イベント参加者数が低い
- ・草刈・剪定枝の回収量(資源化)が低い
- ・環境イベント参加事業者数が低い等(詳細:p105)

課題の洗い出し【第4章 第1節】(p57~)

- ・深刻化する地球温暖化への対策
- ・ごみ減量、再資源化への対策
- ・マイクロプラスチックによる海洋汚染への対策
- ・環境保全活動への参加、環境教育の実施

第2期 袋井市環境基本計画

【望ましい環境像】

人と自然にやさしい環境を **みんなで** 創り 守り 育てるまち ふくろい

望ましい環境像の実現のため、5つの基本目標の達成に向け、市民、事業者、市とのパートナーシップの充実・強化を図り、**協働**で取り組みます。

基本目標

基本目標Ⅰ 自然共生社会の構築

- ①森林保全と緑化の推進 (p58)
- ②海岸・河川・農地の保全 (p60)
- ③生態系の保全 (p62)

基本目標Ⅱ 快適な生活環境の保全

- ④生活環境の保全 (p64)
- ⑤環境美化・不法投棄対策の推進 (p66)

基本目標Ⅲ 循環型社会の構築

- ⑥ごみの減量・再資源化の推進 (p68)
- ⑦バイオマスの利用推進 (p70)

基本目標Ⅳ 低炭素社会の推進

- ⑧地球温暖化対策の推進 (p72)
- ⑨省エネルギーの推進 (p74)
- ⑩再生可能エネルギーの推進 (p76)

基本目標Ⅴ 環境保全意識の高揚

- ⑪環境教育の推進 (p78)
- ⑫環境保全活動の推進 (p80)

市民意識調査

「ごみ減量化・リサイクル」

→継続課題

(重要度が極めて高い)

「エネルギー対策の推進」

→重点課題

(満足度が低く、重要度が高い)

協働重点プロジェクト1

可燃ごみ削減プロジェクト (p88～)

- ① プラスチックごみの削減
- ② 生ごみの削減
- ③ 紙・布類のリサイクル
- ④ 協働によるごみ削減

協働重点プロジェクト2

スマートライフ推進プロジェクト (p90～)

- ① エネルギーを創る
- ② エネルギーを貯める
- ③ エネルギーを賢く使う